



※写真提供 (一財) 自然環境研究センター

アカミミガメ・アメリカザリガニ 野外に放さないで!

生態系への被害

- ✓ 在来の水草や昆虫を捕食する!
- ✓ 在来生きものの住処や食物を奪う!



外来生物法に基づく規制

禁止



放出 販売・購入

可能



捕獲 飼育 無償譲渡

※頒布は禁止

最後まで責任をもって飼育し続けましょう

詳細は裏面

条件付特定外来生物について

アカミミガメとアメリカザリガニはとても身近な生き物ですが、近年は水辺の生態系に対して非常に大きな影響を与えていることが明らかになっており、令和5年6月1日から条件付特定外来生物に指定されています。

一般家庭でペットとして飼うこと等は可能ですが、野外に放すこと等は禁止されているため、つきあい方には注意が必要です。

法律で禁止されていること

放出

生きた個体を野外へ逃がしたり、捕まえた場所と違う場所へ放すことは禁止されます。

輸入・販売・購入

ペットとして飼育するためであっても、生きた個体の輸入や売買等は禁止されます。

広く配り分けること

無償であっても景品等として生きた個体を広く配り分けること(頒布)は禁止されます。

販売・頒布を目的とした飼育

生きた個体の販売・無償での頒布を目的とした飼育等は禁止されます。

違法行為を行った場合、重い罰金、罰則の対象となります

野外へ放出した場合は「3年以下の拘禁刑もしくは300万円以下の罰金又はその両方」

手続きなしでできること

ペットとしての飼養

一般家庭でペットとして飼育することができます。ただし、適切な飼育を行い飼育容器や飼育施設から自力で逃げ出さないように、フタをつけたり、囲いを設置する等の対策をしてください。(自力で逃げ出した場合も違法となります。)

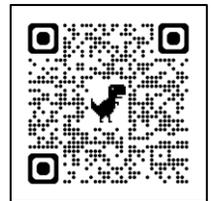
無償での譲渡

どうしても飼いきれなくなった場合、最後まで飼ってくれる方へ譲渡できます。

ただし、譲渡先へ適切な飼育ができるかどうか、最後まで責任をもって飼えるかどうか等を確認し、野外へ放出してはいけないこと等を伝えてください。(無償譲渡であっても譲渡会等「広く配り分けること」に該当する場合は、事前に国への手続きが必要です。)

飼う前に考えること

飼育下では、アカミミガメは20年～30年、アメリカザリガニは5年程生きる可能性があります。飼い続けることができず、譲渡先も見つからない場合は、殺処分することもやむをえません。そうしなくても良いようにカメやザリガニが寿命を迎えるまで、本当に責任をもって飼い続けることができるのか、迷いや心配があれば、飼わないことを決断することも大切です。詳しくは環境省HPをご確認ください。



環境省HP

問い合わせ先

窓口 福岡県環境部自然環境課野生生物係

TEL:092-643-3367 E-mail:bio@pref.fukuoka.lg.jp